希望の郷 東村山

I 施設概要

所在地 東京都東村山市萩山町1−35−1

事業種別		定員
第 4 	施設入所事業	80人
第1種社会福祉事業 生活介護事業		110人
	短期入所事業	10人
第2種社会福祉事業	共同生活援助事業(1所5ユニット)	34人
	特定相談支援事業	_

Ⅱ 令和5年度の運営方針

事業団の運営理念の下、以下の3点を運営方針とする。

すべての利用者の人権を守り、安全安心な生活を確保することを最も基本的かつ最優先とした施設(事業)運営を進めていく。また、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、各事業や取組について、例年通り 実施するものとして策定した。

そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防止の観点から、事業や 取組を縮小することがある。

1 利用者の自己決定を尊重した利用者本位のサービスの提供

利用者の好みや障害特性等に応じた日中生活(活動)の構築、落ち着いて過ごすことのできる居住環境の整備のもと、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行っていく。

(1)専門的な支援の充実

重度の知的障害、重度の自閉症、強度行動障害、てんかん発作等を有する利用者の個性や障害特性を理解しながら、合理的配慮や利用者の自己決定を尊重した専門的な支援の充実を図っていく。

利用者の健康・医療面等への適切な対応に向け、施設支援職員・施設看護師等が日々の利用者の健康状況の把握に努めるとともに、施設嘱託医の指示に基づいた対応、協力医療機関や地域病院と連携した支援を行っていく。

(2) 家庭的な生活環境の提供

利用者のプライバシーを守りながら、利用者個々の好みや障害特性を大切に

した居室環境の整備、落ち着いて過ごすことのできるユニット共有スペース環境の整備等を図り、できる限り、家庭的な雰囲気に近づけるようにする。

(3) 豊かな日中活動の提供

利用者が豊かでメリハリの持てる日中生活を送ることができるよう、利用者 個々の好みや障害特性に応じた各種活動(音楽活動・運動活動・鑑賞会・作業 系活動・リラクゼーション系活動・身体維持系活動(入浴含む)・絵画活動等) を提供する。また、将来の地域生活移行を想定した地域の生活介護等への通所 体験、1日通しの日中活動への参加、余暇活動としての個別外出、ドライブ等 の施設外での活動に取り組んでいく。

2 地域福祉の向上への貢献

地域で暮らす重度障害者が、安全安心した地域生活の継続ができるよう、通所生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、相談支援事業の運営等を行う。各事業の実施にあたっては、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を強化するとともに、施設機能を活用した地域福祉の向上、地域との共生を推進していく。

(1) 通所生活介護事業の運営

在宅やグループホームで暮らす重度知的障害者が、安全でより豊かな日中活動ができるよう、入所生活介護と連携した運営を図っていく。また、地域の生活介護事業所等で受入れ(支援)困難な利用者の受入れを行い、セーフティネットとしての役割を果たしていく。

(2) 共同生活援助事業の運営

共同生活援助事業所「きらり」の5ユニット「きらり」「ウィズ」「けやき」「かえで」「どらやき」と入所支援・通所生活介護、利用者通所事業所等が連携しながら、重度知的障害者の地域生活を支えるサービスに取り組んでいく。

(3) 短期入所事業と相談支援事業の運営

在宅で暮らす重度知的障害者(場合によってはその家族等)が、安全安心した地域生活の継続が図られるよう、短期入所事業、相談支援事業を実施する。

3 効率的かつ安定的な施設(自主) 運営の継続

運営体制の検証・強化やコスト管理の徹底により、効率的且つ安定的な自主運営の継続を図っていく。

(1) 運営体制の検証・強化に向けた取組

重大事故の防止に向けたヒヤリ・ハット、アクシデント事案の検証、各種マニュアルの遵守、不適切な支援・虐待防止の徹底等、リスクマネジメントの強化等により、安定的な施設運営の継続を図っていく。

(2) 職員育成と能力向上に資する研修体制

職員の経験や知識、職層等に応じた必要な研修を設定する。特に、強度行動障害研修や虐待防止研修・施設内研究発表等を通じて、職員の能力向上・専門性の

高い職員の育成を進めていく。

(3) 自主事業として、安定した運営の継続

介護給付費やサービス推進費等による収支状況や施設経営の仕組み等について、チーフを中心とした一般職員にも周知を図り、経営感覚を持った人材の育成に努めていく。また、ICTの活用、5つのレスの取組により、業務の効率化、経費削減等を推し進め、安定した施設運営の継続を図っていく。

Ⅲ 実施計画

令和5年3月1日現在、入所利用者の障害支援区分は、区分5の利用者が2.5%、区分6の利用者が97.5%となっている。通所生活介護利用者の障害支援区分は、区分4の利用者が3%、区分5の利用者が27.3%、区分6の利用者が69.7%と重度・最重度の知的障害者を受け入れている。入所・通所生活介護の利用者の平均年齢は、33.4歳となっている。

全ての利用者が重度・最重度の知的障害者であり、そのうち、約8割の利用者は重度の自閉症やてんかんを有している。加えて、約3割の利用者が、強度行動障害を有しており、その他の利用者も一定の行動障害を有する等、受入れが難しい利用者が入所または通所している。

令和5年度はこうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組んでいく。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスを提供

(1) アクション I − ① 権利擁護(虐待防止等)の徹底

希望の郷 東村山職員規範の遵守とその実践を利用者支援の中心に据えながら、 職員一人ひとりが利用者の権利擁護の推進、不適切な支援・虐待の未然防止の徹底 に向けた取組を強化する。

虐待防止委員会やチーフ会議を中心に、職員倫理綱領の周知徹底、悉皆虐待防止研修、e-ラーニング研修による虐待防止の理解促進、利用者権利擁護に向けたセルフ&アナザーチェックの実施、過去の事業団・施設における虐待事例の情報共有による風化と再発防止等に取り組んでいく。また、サンクスグッドジョブ、訪問相談員(外部委員)による利用者支援等の点検・意見交換等により、風通しの良い職場作りを進めていく。

虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会等が中心となり、「重大事故ゼロ運動」を実施し、職員の事故防止に向けた意識啓発、不適切な支援や虐待の未然防止の強化に取り組んでいく。

事項	実施回数等	内容・協力機関等	
虐待防止委員会	年12回	・不適切な支援や虐待防止、風通しの良	
信付別止女貝云 	412回	い職場作り等に向けた取組	
身体拘束適正化委員会	・身体拘束禁止の検討及び身体拘束改善 本拘束適正化委員会 年2回		
	42回	計画の取組	
権利擁護・虐待防止に	100%	・施設で実施する権利擁護や虐待防止に	
関する研修受講率 (全職員実施		関する研修に加えて、事業団共通の虐待	
	【土哪貝夫ル <i>】</i> 	防止研修(e-ラーニング)の実施	

(2) アクション I - ② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和4年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、改善に取り組むとともに、令和5年度もサービス評価を受審する。

また、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

(ア) 令和4年度評価結果における「特に良いと思う点」

【障害者支援施設】

- a チーフを始めとして、より多くの職員が施設運営に関わる機会を増やし、 組織の活性化を図っている。
- b 利用者の特性や生活状況、支援度を考慮し、生活の場であるユニットを再編成して、利用者に合わせた支援を実践している。
- c 利用者に関する情報を豊富に収集し、個別支援計画書の充実を図ってチーフ会議で進行管理が行われている。

【短期入所事業】

- a 【障害者支援施設】aに同じ
- b 利用の都度、家族から利用者の状況を聞き取ってアセスメントを行ない、 利用の目的を明確にして個別支援計画書を作成している。
- c 利用者が安心できるように、各自に合ったユニットで生活し、他事業所の 日中活動先への通所もできるなど、希望を尊重した支援をしている。

【共同生活援助事業】

- a 家庭的な雰囲気の中で、利用者の意向を尊重し、自由を保障しながら「その人らしさ」を大切にして支援している。
- b グループホームの職員間のコミュニケーションを深める機会を設け、話し 合いの成果が「グループホーム宣言」として結実している。
- c 新型コロナウイルス感染症の影響下であっても家族とは電話やメールで情報交換をしており、利用者支援にも反映させている。

(イ) 令和4年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害者支援施設】

- a 福祉人材不足の状況下で、職員採用や新人育成のための取り組みを継続的 に実施していくことに期待したい。
- b 利用者支援や新型コロナウイルス感染症対策の負担を考慮し、職員のスト レスケアやメンタルケアを一層充実させていくことに期待したい。
- c 災害発生時の対応について、新型コロナウイルスの流行状況をみながら、 訓練を再開するなどの取り組みに期待したい。

【短期入所事業】

- a 【障害者支援施設】aに同じ
- b 【障害者支援施設】bに同じ
- c コロナ禍という条件もあったが、短期入所をより多く利用してもらえるように、今後の新規利用者の拡大が望まれる。

【共同生活援助事業】

- a 本体施設やグループホーム間での、バックアップ体制の一層の充実を図っていくことに期待したい。
- b 経験年数の浅い職員が多いが、経験を積みながら「グループホーム宣言」 で謳っている事項を具現化していく事に期待したい。
- c 利用者に関する情報を一体的に管理できるよう、支援記録ソフトの活用を 検討して記録や管理の効率化に期待したい。
- (ウ)「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた計画

【障害者支援施設】

- a 新任職員への丁寧な OJT を継続して行うとともに、研修カリキュラムの中で、新任職員同士の結束を深めながら、福祉職として相応しい姿勢や行動を身につける研修実施を図る。また、若手職員(2~4年目の職員)を中心に、利用者支援におけるチームとしての問題・課題への解決(改善)アプローチや自らの成長実感が図れる取組みを進めていく。
- b 各委員会・部会、ユニット職員会議等において、職員間でのコミュニケーションの活性化を図っていく。また、安全衛生委員会及び経営会議・チーフ会議を中心に、心身ともに健康に働ける職場環境の整備に努めていく。
- c 新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえながら、総合防災訓練の再開、 災害時を想定した近隣自治会等との連携の強化、福祉避難所としての役割の 確認等の取組みを図っていく。

【短期入所事業】

- a 【障害者支援施設】aに同じ
- b 【障害者支援施設】bに同じ
- c 新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえながら、新規利用登録の再開 等により、利用率の向上を図っていく。

【共同生活援助事業】

- a グループホーム業務マニュアル及び利用者支援マニュアルの更新を図り、 本体施設の自立ユニット職員が適宜グループホームのバックアップ(応援) 支援に入れる体制作りを進めていく。
- b グループホーム連絡会(毎月開催)やグループホーム間の相互連携(応援) 等の通じで、世話人や支援員が自立支援の理解を深めながら、利用者が地域 の中で楽しく安全に生活できるグループホーム運営を進めていく。
- c グループホーム業務日誌、利用者支援記録等と利用者アセスメントシート・ 個別支援計画等が一体的に管理できるよう、支援記録ソフトの有効活用に向 けた取組みを進めていく。

事項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、第三者委員による苦情相談窓口の開催、電話・手紙・メール・FAX等の多様な受付窓口を設置し、苦情や要望を申し立てしやすい環境を作る。また、第三者委員の写真付きのポスターを廊下の掲示板に掲示するとともに、寄せられた苦情については、その都度、真摯に対応していく。

第三者委員(人数・属性等)	相談実施回数
2人(民間法人理事、地元市行政経験者)	年4回

ウ 利用者満足度調査の実施

利用者を対象に利用者満足度調査を行い、サービスの向上に努める。

実施内容(テーマ)	実施時期
施設のサービス全般について	2月

(3) アクション I - ③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報や情報セキュリティ対策に取り組む。また、個人情報は施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報はID及びパスワードによる管理を徹底する。

イ リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会が中心となり、ヒヤリ・ハット事例の集計・分析、 事故発生後の再発防止策の検討等を行う。また、事故事案については、経営会議・ チーフ会議での事故検証を行い、ユニット会議へのフィードバックや各種マニュ アル(遵守)チェックの実施等を行う。

緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練を定期的に実施するとともに、重大事故発生時には速やかに危機管理委員会を開催し組織全体で危機管理を行う。

危機管理員会を適宜開催し、新型コロナウイルス感染症対策を図るとともに、 感染症部会による手洗いコンテスト、ノロウイルス(嘔吐)想定訓練等により、 感染症対策の徹底を図っていく。

事項	実施回数等	内容•協力機関等
リスクマネジメント委員会	年12回	ヒヤリ・ハット事例の集計・分析、事故の再発防止策の検討 等
緊急対応想定訓練	年20回	発作転倒・所在不明等(ユニット ごと年2回程度)

ウ 感染症対策・新型コロナウイルス対策の徹底

コロナウイルスをはじめとする感染症対策については、感染症対策マニュアルに基づき、感染予防の徹底や感染拡大の防止に努めるとともに、施設嘱託医や看護師による「感染症に関する知識とその対応について」の研修を実施する。また、必要に応じて危機管理(感染症対策)委員会を招集して迅速かつ適切な対応を図る。

事 項	実施回数等	内容•協力機関等
危機管理(感染症対策)委員会	適宜	感染症対策や事故対応

(4) アクション I - 4 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

- ア 重度・最重度の障害があっても、利用者一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、 必要なサービスを利用しながら、ご本人が希望する地域で生活できるよう、相談 支援事業担当者が地域支援コーディネーターを兼務することで、地域生活移行に 向けた支援を行う。
- イ 丁寧なアセスメントにより抽出した地域生活移行への課題の解決に向けて、個別支援計画に沿って地域生活移行に向けた支援を行う。また、施設入所利用者の日中生活における地域移行(地域の生活介護事業所等への通所)促進に向けた取組みを進めていく。
- ウ 共同生活援助事業所「きらり」のユニット「きらり」「ウィズ」「けやき」「かえで」「どらやき」は、利用者が安心して生活できるよう、地域通所事業所やヘルパー事業所等の関係機関・事業所との連携を図りながら、充実した地域生活が継続できるよう取り組んでいく。

エ 共同生活援助事業所「きらり」に、サービス管理責任者を配置しユニットを統括することで、ユニット間での連携及び支援体制の強化を図り安定した運営を行う。また、突発的な対応が必要な場合は、共同生活援助事業所「きらり」のユニット間に加え、本体施設と連携した対応を行う。

* 地域生活移行

	地域生活移行者	1人
*	地域や他施設への移行に向けた取組	
	グループホームや生活介護事業所等の見学	1 🗆

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクションⅡ - ①高い専門性を発揮できる職員の育成(アクションI⑦の再掲)アクションⅡ - ④質の高い人材確保・定着(アクションI⑥の再掲)

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるととも に、施設見学や実習養成校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図 る。

職員育成・定着(離職防止)の観点から、会議の中でユニットの課題等を職員 同士で話し合える場の設定やサンクスグッドジョブ等により、施設全体で風通し の良い職場作りを進めていく。また、新規採用職員への丁寧なOJTや、2~4 年目の職員を中心に、利用者支援におけるチームとしての問題・課題への解決(改善)アプローチや自らの成長実感が図れる取組を進め、職場定着(離職防止)を 図っていく。

イ OJT推進体制の強化

質の高いサービスを安定的に提供するため、新任職員育成担当者(チューター)を配置するとともに、施設全体でOJTを推進する意識の醸成を図っていく。

強度行動障害者支援のエキスパート職員(強度行動障害支援者養成講師資格取得者)や先輩職員による支援技術等の指導・継承等による人材育成を重点的に進めていく。サービス管理責任者や強度行動障害指導者養成基礎研修受講等の事業運営に必要な資格・研修については、計画的な取得を図っていく。

職員一人ひとりが、組織(施設)の一員として、職責を意識した役割と責任を 果たしていく意識の醸成を図ることを推し進めるとともに、次世代を担うチーフ、 グループリーダーの育成を図っていく。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

事業団の人材育成方針及び研修計画に加え、施設独自の研修計画に基づき、非 常勤職員も含めた全職員に対して、高い支援力を備えた職員の育成を図る。 強度行動障害、重度の自閉症、てんかん等についての知識・技能を高めることを目的に、中核職員の、外部の専門研修や強度行動障害のアドバンス研修、強度行動障害指導者養成研修への参加を促進する。また、支援困難ケースへの支援力の向上等に向けたスーパーバイズの活用を進めていく。

施設内研修では、研修受講者が各職場でのフィードバックを行う機会を設定する等、職員全体の能力の向上に繋げていく。また、施設内事例研究を計画的かつ 重点的に実施することで、支援力の向上、知識やノウハウを利用者支援に反映させる仕組みを強化していく。

職員が学びたいことや職員のキャリアアップに資する研修を行えるよう努めていくとともに、職員の自己啓発の場の充実を図り、資格取得(社会福祉士・介護福祉士等)を推奨していく。

研修内容	対象者	実施時期
新任•転入職員研修	該当職員	4月から
業務研修(感染症・救命)	該当職員	4月から
虐待防止研修(悉皆)	全職員・グループホ ーム職員 等	5•6月
行動障害研修	転入•新規職員	9月から
専門研修(キャリアパスに基づく研修)	指名•希望職員	4月から
強度行動障害実践研修(施設内)	指名	6月から
園内事例研究発表会	全職員	発表12月
講師依頼研修	全職員•関係機関	年1~2回
スーパーバイズ研修	指名	4月から

エ 高い専門性を発揮できる職員の育成

事項	人数等
強度行動障害研修の受講者(基礎・実践)	基礎16人•実践2人
強度行動障害東社協アドバンス研修	1人
強度行動障害指導者養成研修(講師養成研修)	講師2人

オ 外部専門家、外部医師等との連携

外部講師によるチューター研修の実施、支援困難事例へのスーパーバイザーの活用、利用者本位のサービスの徹底に向けた訪問相談員の活用等により、高い専門性を現場で実践できる職員の育成を図っていく。

また、強度行動障害指導者養成研修(講師養成研修)受講職員による強度行動障害実践研修(施設内)を実施することにより、職員の支援知識・技術の向上を図る。

(2) アクションⅡ-② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な利用者の受入れ

東京都の知的障害者入所調整に則り、対応が難しい、被虐待・強度の行動障害等のある重度・最重度障害者を積極的に受け入れる。

緊急の短期入所については、空き状況や利用者の障害特性等を考慮しながら受け入れていく。

〈参考令和5年3月1日現在〉

医療的ケアを必要とする利用者の割合		22.5%(80人中18人)
強度行動障害のある利用者の割合	入所	31.3%(80人中25人)
	通所	24. 2% (33人中 8人)

イ 専門的な支援の充実

- (ア) 心理職が中心となり、すべての利用者に(施設独自の)強度行動障害の判定を行うとともに、判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた個別支援計画を作成する。
- (イ)強度行動障害や行動障害を有する利用者には、主治医と連携するとともに、 強度行動障害研修の既受講者や心理職等の専門職が協力し、施設で策定した「強 度行動障害対応指針」に基づく専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の 軽減に取り組む。
- (ウ) 心理的なアプローチによる支援が必要な利用者には、心理職による心理活動 や心理検査を実施する。
- (エ) 重度の自閉症やてんかん等を有する利用者には、東村山福祉園診療所や外部 の医療機関と協力して、医療と福祉が連携した支援を行う。
- (オ) 利用者の栄養ケアの充実を図るため、すべての利用者に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、安全な食事を提供する。
 - ()は心理的ケアを必要とする利用者の割合(令和5年3月1日現在)

 心理活動		延282人	心理療法、心理検査、相
心压心勤	(全113人中36人	31.8%)	談•助言等

ウ 生活環境・日中活動の充実

- (ア) すべての利用者が平日は毎日、日中活動に参加できる支援体制の構築を図るとともに、更なる日中活動の充実(プログラムの充実・豊富化、利用者の障害特性に応じたメリハリの持てる活動プログラム)を進めていく。各ユニットより選出された委員で構成される「日中活動再編成PT」での検討を踏まえ、日中活動の充実に向けた取組みを継続的に行っていく。
- (イ)入所利用者と通所利用者が一体的に活動することで、利用者の障害特性に 応じたより専門的な支援による日中活動プラグラムの提供を進めていく。

- (ウ)外出の機会の増加や地域活動への参画、四季折々の行事の実施等、利用者の豊かな生活作りに取り組んでいく。
- (エ)利用者が日中活動で制作した工芸作品や絵画作品を展示・販売する等、日頃の活動の成果を発表できる場を設ける。(施設内廊下等への展示・各種絵画展等への出展)
- (オ) 利用者の休日活動や余暇時間の過ごし方等の充実を進める。

(3) アクションII - ③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及 将来の福祉サービスを担う人材育成のため、実習生や施設見学等を積極的に受け 入れていく。

事項	実人数/延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	28人/280人	大学•短期大学6校
	20% 200%	専門学校2校
社会福祉士実習の受入れ	2人/48人	大学1校、専門学校1校
施設見学の受入れ	50人/50人	福祉関係•公的機関等

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1)アクションⅢ-① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア 地域生活を支えるサービスの充実

短期入所は、利用者の障害特性等に配慮しながら、丁寧なアセスメントに基づいた支援を提供とするとともに、緊急利用の受入れ等セーフティネット機能の一環としての役割を果たしていく。

生活介護は、地域で生活する障害者のニーズに積極的に応えていくとともに、 利用者が安心した日中生活を送れるよう支援していく。

特定相談支援事業は、現在受けている利用者に対し、丁寧に対応し、地域で生活する障害者を支えるサービスを充実させる。

サービス内容	対象地域・対象者	利用者数	
短期入所事業	都内全域	延2,190人	
生活介護事業	東村山市・東大和市・小平市・ 東久留米市・西東京市	延6,897人	
特定相談支援事業	都内全域	180人 (モニタリング含む)	

(2)アクションⅢ-③ 地域が求める役割を担い、地域と協働(コミュニティづくり や災害対応等)

ア 地域における公益的な取組

地域で暮らす障害者やその家族等からの障害特性や強度行動障害等の様々な相談、施設ホームページのお問い合わせフォームへの質問や相談等への対応等に も応じていく。

イ 多様な主体との連携

(ア) 地域住民との連携

震災等の非常時に備えて、東村山福祉園と合同で、自治会や福祉協力員等の 地域住民も参加する震災想定の総合防災訓練を実施することにより、災害時の 協力体制を築く。

(イ) 家族との連携

施設が主催する事業ごとの家族連絡会(懇親会含め)は、入所家族連絡会(年4回)、通所家族連絡会(年2回)、グループホーム家族連絡会(年2回)開催する。各家族連絡会で出された意見・要望等は、可能な限り、施設運営に活かしていく。

(ウ) ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行う。 ボランティア定着のために、ボランティア活動後には、日頃の活動時の困って いること等の確認・助言を行い、次回の活動時に活かせるようにする。

事項	延人数	内 容	
日常生活支援	120人	日中・生活ユニット内活動、施設内環境整備	等
行事支援	60人	オータムフェスティバル 等	

ウ 地域との連携・協力関係の強化

- (ア)加入している自治会との連携を密にして自治会行事に積極的に参加する。
- (イ) 東村山市との福祉避難所の指定に関する協定書を締結し、要援護者の受入れ 等の防災に係る関係機関との連携強化を図る。
- (ウ) 東村山市民産業まつりや福祉のつどい等地域行事に積極的に参加し、利用者の製作品を販売するとともに、利用者が直接販売する等地域社会への参加を積極的に支援する。
- (エ) 地域交流室や多目的ホール等の施設開放を行う

エ 災害・防犯対策の取組強化

震災対応の事業継続計画(BCP)や消防計画に基づき、夜間を含む消防訓練

を想定した避難訓練を毎月実施する。事業団全体の合同訓練へも参加し、災害時の食料等の備蓄は確実に行う。また、東村山市内の福祉避難所としての指定を受け、市との連携を図っていく。

事項	実施回数等	内容等	
防災訓練	年12回	震災想定、消防訓練(夜間想定を含む)、地域住民・行政・消防署が参加し、東村山福祉園と総合防災訓練等	

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1)アクションⅣ-② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

経営会議及び毎月のチーフ会議では、施設のマネジメント機能を強化するため、各ユニットの運営状況等に関わる諸問題や諸課題等を共有し、解決策を検討するとともに確実な進行管理を行う等、運営・経営に関して、活発な議論を行い、効果的かつ効率的な経営体制を強化する。

(2)アクションⅣ-③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

重度の介護や睡眠状況の把握が必要な利用者への支援、職員の介助負担軽減のために、眠りスキャンの拡充を検討していく。

施設内虐待防止研修の効果測定、利用者権利擁護に向けたセルフ&アナザーチェック、ハラスメント点検、研修報告等にグループウェア等を活用し、業務の効率化や5つのレスの推進に繋げていく。

(3) アクションⅣ-④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

毎日実施する朝礼において、各ユニットの状況報告等を行い、情報の共有やユニット間での協力関係を築いていく。利用者の障害の重度化、介護・支援度の増に伴う夜間帯の安心安全な支援体制の構築、連携体制の強化に向けた検討を進めていく。また、経営会議及び毎月のチーフ会議に加え、年2回の全体職員会議や各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場作りを推進する。また、安全衛生委員会を開催し、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

また、グループリーダーの執務場所をユニットのスタッフルームとし、職員が利用者支援等に関する相談を気軽にできる環境を作っていく。また、施設長・部門長が、定期的に各ユニット・活動室、グループホームを巡回し、利用者・職員との積極的なコミュニケーションを図り、施設全体で良好な人間関係の構築に繋げていく。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員 一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------